

令和 7 年度香川地方最低賃金審議会
第 2 回香川県最低賃金専門部会議事録

令和 7 年 8 月 6 日 (水)
高松サンポート合同庁舎
北館 7 階共用 702 会議室

出席者 公 益 側 籠池、高塚
労 働 者 側 立石、中村、三屋
使 用 者 側 奥田、白石

議 題 (1) 最低賃金に関する基礎調査結果について
(2) 香川県最低賃金額改正の審議について
(3) その他

○賃金室長

ただ今から第 2 回香川県最低賃金専門部会を開催いたします。
本日は、元木委員、檜垣委員が欠席されておりますが、全委員の 3 分の 2 以上
であります 7 名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第 6 条第 6
項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、本日は傍聴人として 2 名の方が傍聴されております。
まず、資料のご確認をお願いいたします。
資料 No. 1 最低賃金に関する基礎調査結果
をお配りしておりますが、不足等はございませんか。
それでは、籠池部会長、議事の進行をお願いいたします。

○籠池部会長

そうしましたらお手元の会議次第に則って議事を進めさせていただきます。議
題 (1) の「最低賃金に関する基礎調査結果について」であります。事務局から
説明をお願いします。

○賃金室長

それでは、最低賃金に関する基礎調査の結果について簡単に説明させていただ
きます。
調査につきましては、対象業種、規模、分析の仕方などは昨年と同様でござい

ます。

お手元にお配りしております基礎調査結果の3ページから4ページにかけましては、調査の概要ということでご覧いただけたらと思います。

最低賃金に関する基礎調査は、香川県内の最低賃金改正等の審議資料とするために、県内の中小零細企業、事業所で働く労働者の賃金の実態を把握することを目的として、今年6月分の賃金について調査を実施しております。

民営事業所が対象でございまして、製造業、新聞業、出版業が100人未満、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、それから、他に分類されないサービス業が30人未満となっております。

この中から一定の割合で抽出いたしました1,856事業所に対しまして調査を依頼し、回答がありました837事業所、9,069人の労働者について集計したものでございます。

5ページは、この調査の調査対象範囲の適用事業所数と適用労働者数を示しております。

6ページは、産業別、規模別の中位数の金額を示しております。中位数とは、労働者を賃金の低い者から高い者へと並べたときに、ちょうど真ん中に位置する賃金額となります。例えば地域別最低賃金が適用となる製造業におきましては、全体では1,315円、1人から9人の規模で1,358円、10人から29人の規模で1,254円、30人から99人の規模では1,351円です。

他の業種につきましてもご確認いただけたらと思いますが、新聞業・出版業につきましては、今年は回答が3社からしか得られなかつたことから、3社のデータとなっておりますので、ご留意願います。

7、8ページは、全労働者及びパートタイム労働者の男女別の賃金分布をグラフ化したものでございます。

9ページ、こちらは未満率表となっております。数字は累積の構成比で示しております。現在、香川県最低賃金は970円となっており、最賃額の1円以下の部分、星印のついた969円のところの累積構成比が未満率となっております。男性0.8%、女性1.5%、男女計1.2%となります。

10ページは影響人数で、1円ごとの累計の人数です。

11ページ以降の表ですが、3種類の表をつけさせていただいております。

11ページから16ページは総括表(1)、これは、時間当たり所定内賃金額を所定の刻みごとに、規模別、年齢別に表したもので、上段が累積の労働者数、下段の括弧書きが累積の構成比となっております。

17ページから21ページは総括表(2)で、総括表(1)の合計と同じものを男女別、年齢別に表したものです。総括表(1)、総括表(2)のどちらも969円

のところの合計の構成比()内は 1.2% となっております。

22 ページの下段、第 1・20 分位数等が出ておりますが、これは労働者の賃金を低い方から高い方へと並べ 20 等分に分けて、低いほうから見て最初の境界、つまり 5 % のところの賃金額を示しており、昨年は 920 円でしたが、今年は 970 円となっております。

また、第 1・10 分位数は、昨年は 930 円でしたが、今年は 980 円となっております。それから、第 1・4 分位数は、昨年は 1,000 円でしたが、今年は 1,030 円となっております。

23 ページから 27 ページが賃金分布表（2）でございます。こちらは累計ではなく、総括表（2）と同様に男女別、年齢別のそれぞれの区分の該当者がどのくらいいるのかを表したものでございます。

今後、最低賃金額を引き上げた場合の影響率につきましては、11 ページの総括表（1）の左側、仮に 981 円だとすると、981 円を下回る労働者の割合ということになりますから、11 ページの 981 円の 1 円下、980 円のところを見ていただくことになります。右隣の合計欄、その括弧書きの累積構成比、すなわちこの場合は 10.7 % が影響率となります。以上でございます。

○籠池部会長

ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等はございますか。

(意見等なし)

○籠池部会長

よろしいですね。

そうしましたら、議題（1）については以上とさせていただいて、議題（2）の「香川県最低賃金額改正の審議について」に移らせていただきます。

本日は、先ほどの本審で報告があった中賃の目安、労使からの意見書及び各種資料等を参考としていただきまして、具体的な最低賃金額の提示を行っていただきたいと思います。

あらかじめ公益側といたしまして、労使双方の委員の皆様に重ねてお願いしたい事項がございます。本審において、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項適用の承認決議をいただいておりますが、これは全会一致であることを前提としており、当審議会といたしましては、是非とも全会一致での結審、答申を目指したいと考えております。この点を十分にご認識いただき、効率的な審議にご協力をお願いしたいと思います。

それでは、このあと、各側より金額提示をお願いいたしますが、これまでの慣

例によりますと、まず労、それから使の順で、金額提示を受けておりますが、本年もこの慣例により進めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○籠池部会長

ありがとうございます。そうしましたら労、使の順で、第1回目の金額提示を受けたいと存じます。

なお、金額提示に当たっては、必ず、その根拠や考え方を述べていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

各側の控室等について事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

はい、各側の控室等ですが、公労・公使会議はこの702会議室、労側控室は2階の相談室、使側控室は2階の第1会議室を用意しております。

702会議室は内線番号が6702ですので、ご用がある時は6702をおかけください。労側委員、公労会議の前に打合せ時間は必要でしょうか。

○立石委員

特に必要ありません。

○籠池部会長

打ち合わせの時間は必要ないということですので、そうさせていただきます。

ここから先の審議につきましては、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」ことから、香川地方最低賃金審議会 香川県最低賃金専門部会運営規程第7条第1項に基づき、非公開という扱いになります。

傍聴人の方は退室していただくことになりますが、事務局より留意事項について説明をお願いします。

○賃金室長

留意事項について、事務局よりご説明します。

傍聴人の方には控室を用意しておりますので、事務局職員が控室までご案内します。

途中でお帰りになる場合は、事務局職員にお帰りになる旨お伝えください。

退室後再び傍聴が可能となる場合は、控室に事務局職員が伝えに行きますので、

指定時刻までに傍聴人の方は傍聴整理券番号と同じ席に着席してください。

控室に事務局職員が伝えに行った際、控室にいらっしゃらない場合は、傍聴可能となる旨といつまでに着席するよう指定時刻を記載した紙を控室の出入り口を入ってすぐの場所に掲示してお知らせします。

なお、指定時刻までに着席いただけない場合は、傍聴できない場合がありますのでご留意ください。

○籠池部会長

そうしましたら傍聴人の方は退室をお願いいたします。

事務局の方は、控室へのご案内をお願いします。

傍聴人の方が退室するまで審議は一時中断します。

[ここからの審議は、香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程第7条第1項ただし書きに基づき、非公開]

(全体会議)

○籠池部会長

それでは再開いたします。ここから先の審議は公開となります。

労使双方より金額提示を受け、その根拠も聴取させていただきました。

本日の確認ですが、労側からはプラス106円のご提示をいただき、使側からはプラス25円の提示をいただきました。双方の提示金額にはまだまだ乖離があるということあります。

是非とも全会一致での合意に至りたいと考えておりますので、各側とも次回の審議までにご検討いただきますようお願いいたします。次回は引き続き労側から金額を提示していただきたいと思います。本日は以上とさせていただきますが、「その他」として、事務局から何かございますか。

○賃金室長

次回の第3回専門部会は、明日8月7日本曜日の午後3時15分から、本日と同じ702会議室において開催いたしますので、よろしくお願ひいたします

○籠池部会長

それでは、次回の第3回専門部会は、8月7日本曜日の午後3時15分から、この場所において開催いたしますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして、第2回専門部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

——了——